

# 狭山市議会災害対応指針

平成27年1月20日  
議長 決 裁

## 【1】対応の基本方針

### 3つの基本姿勢

狭山市議会は東日本大震災の体験を踏まえ、市内で大規模災害が発生した場合、以下の基本姿勢に立って取り組みを行うものとする。

- 1 市民の生命、財産の保護を第一に、執行部とともに災害対応に全力で専念し、応急活動が迅速、円滑になされるよう最大限の協力、支援を行う。
- 2 国や県、関係公共機関等に適時適切な要望活動を通じ、市の復旧、復興について最大限の取り組みを行う。
- 3 大規模災害時には広域的な視野に立ち、関係自治体の議会と積極的に連携し、当市域のみならず、被災地域への支援を行う。

### 5つの基本方針

- 1 議会は災害時の状況に応じ、必要な連絡体制を取りながら、狭山市災害対策本部及び、現地災害対策本部が行う災害対応に最大限の協力を行う。
- 2 災害時における議会の活動は議長を中心に行い、正副議長は議会の災害対応に関する事務の統括に当たる。
- 3 議員は地域の一員として市民の安全確保と応急対策に積極的に当たり、共助の取り組みの一翼を担う。
- 4 災害初期においては執行部が災害対応に専念できるよう、原則として、要望などについては、議長を通じて行う。
- 5 議会は災害初期のみならず復旧、復興段階において広域的な視野に立ち、様々な情報を収集し、対策を協議する。

## 【2】災害発生時の対応

### ◇災害発生時の議会の対応

- ・議長もしくは委員長は、本会議もしくは委員会開催中に災害が発生した場合、必要に応じて会議を休憩、または散会するとともに避難誘導その他安全確保のための対応を行う。
- ・議会事務局は、議長及び副議長に被害及び市の対応状況を速やかに報告する。
- ・議長及び副議長は、上記の報告を踏まえ、または自らの判断により、必要な議員の参集を求め、初動の対応と情報の共有を行う。
- ・議長は、積極的に議員と事務局職員の安否を確認する。
- ・議長は、被災状況と対応状況を確認するため、積極的な情報収集に努める。
- ・議長が不在もしくは対応が困難な場合は、副議長が代理を務める。
- ・議長、副議長が不在の場合、対応が困難な場合は、代表者会議を開催し対応を協議する。

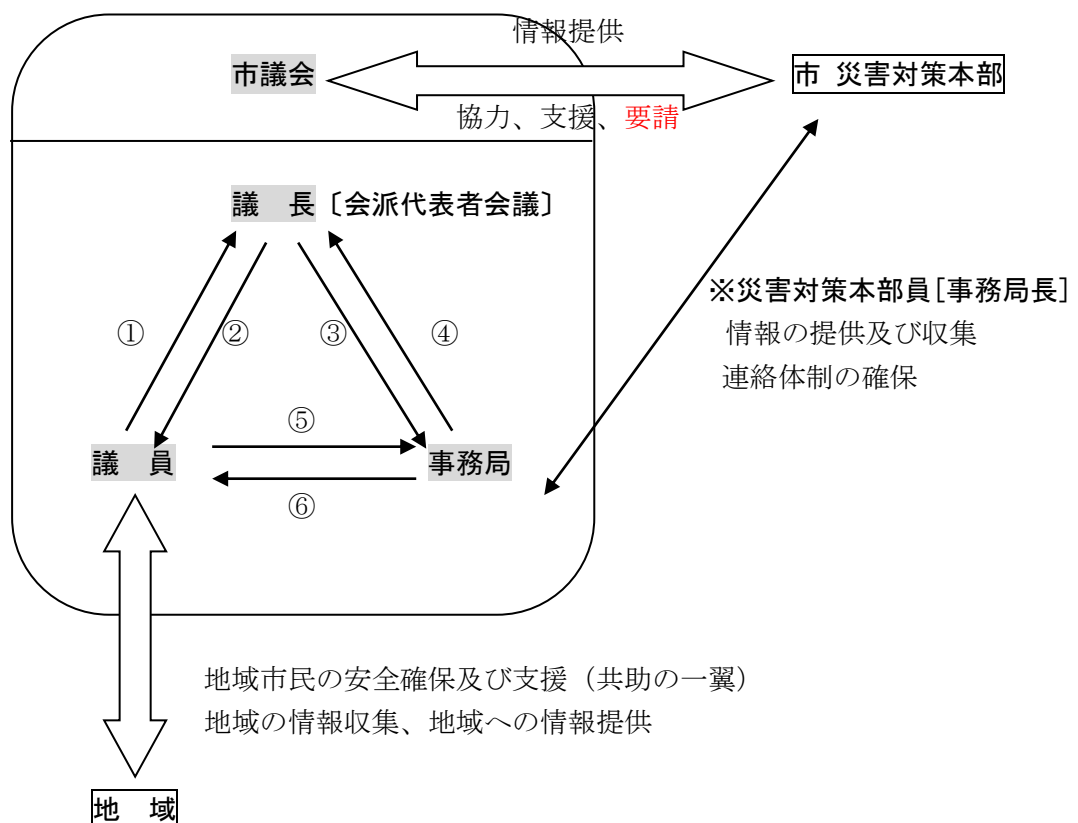
◇災害発生時の議員の対応

- ・議員は自らの所在、安否を事務局もしくは議長に報告し連絡体制を確立する。
- ・議員は、地域における被災状況や地域住民の要望等の情報収集に努め、議会事務局に情報を提供するとともに、共助の取り組みが円滑に行われるよう最大限の協力を行う。

【3】災害復旧時の議会の対応

- ・議長は、被災情報を各議員などから収集、整理し災害対策本部へ提供を行う。
- ・議長は、災害対策本部からの災害情報、対応状況などの情報を速やかに各会派及び議員に対し提供する。
- ・議長は、国、県、関係機関等に対し、適時適切な要望活動を行う。また、広域的な視野に立ち、関係自治体の議会と十分な連携を図る。
- ・議長は、このほか対応指針を踏まえ、協議の上、必要な対応を行う。

【対応関係図】



- ① 議員自らの安否報告、議長への要請事項等の連絡
- ② 必要に応じて議長からの指示、災害対策本部からの災害情報や対応状況等の提供
- ③ 議員へ災害情報の提供等について指示
- ④ 議員の安否等を確認し議長へ報告、災害対策本部員(局長)として災害状況等の報告
- ⑤ 議員自らの安否報告、連絡手段等を明確にしておく
- ⑥ 議長からの指示を受けた災害情報の提供、対応状況等の伝達